

# 社会福祉法人明石市社会福祉協議会労務管理システム構築及び賃貸借 提案仕様書

## 第1 基本的事項

### 1 現状

現在、明石市社会福祉協議会（以下「本会」という）の職員管理にあたっては、紙での管理を行っており、職員は、入社時における住所・扶養情報等の個人情報をすべて紙で総務担当に提出し、管理をしている。入社後の職員情報の異動においても同様となる。紙での管理のため、セキュリティ面でのリスク、及び職員情報の検索において不便を強いられている状況である。

### 2 目的

上記の現状のとおり、新規採用職員情報、職員の異動状況においては、紙で行っているところ、このたび調達する労務管理システムの導入により、職員情報をデータで一括管理する。それにより、個々の職員が自己情報を自らシステム上で登録、検索、修正することで、業務の効率化と利便性の向上をはかるとともに、セキュリティ性の高いシステム管理を行うことで、職員情報の漏洩を防ぐことを目的とするものである。

### 3 契約名称

社会福祉法人明石市社会福祉協議会労務管理システム構築及び賃貸借

### 4 概要

#### (1) 労務管理システム初期導入業務

契約予定者と業務委託契約を締結する。

業務委託契約の期間は契約締結日の翌日から2026年10月31日までとする。

※契約期間について、発注者と受注者双方が協議により変更することは可能とする。

※(1) 労務管理システム初期導入業務を(2) 労務管理システムソフトウェア一式に含めて契約することも可能とする。

#### (2) 労務管理システムソフトウェア一式

契約予定者と賃貸借契約を締結する。

賃貸借契約期間は2026年7月1日から2027年3月31日までとし、発注者及び受注者の双方に異存がない場合は、随意契約により年度毎に契約期間を延長する。

### 5 対象範囲

明石市社会福祉協議会に雇用される職員

その他、理事長が特に認める職員

約200人

(職員数は想定人数であり、契約後の職員数を保証するものではない。)

## 6 内容

- (1) 労務管理システムの構築及び導入
- (2) 管理担当職員からの操作方法に関する質問対応
- (3) 職員データからの入力操作方法に関する質問対応
- (4) 職員用、管理者用マニュアルの提供
- (5) その他、必要な作業は協議のうえ実施の可否を決めるものとする。

## 7 賃貸借期間

2026年7月1日から2027年3月31日まで

※ただし、発注者、受注者双方に異存がない場合は、随意契約により、年度ごとに契約期間を延長する。

## 8 納入場所（システム使用場所）

明石市社会福祉協議会法人運営課企画経営係内

## 9 支払条件

①労務管理システム初期導入業務	前金払	無	部分払	無	全額完了払
②労務管理システムソフトウェア一式	前金払	無	部分払	無	月払い

## 10 費用

本調達の費用について、本仕様書に記載している事項、及び本業務を遂行する上で必要な費用を全て含むこと。

## 11 本稼働時期

2026年10月1日

※本稼働までに必要な職員情報等を労務管理システムに登録できるよう対応する

## 第2 機能要件

別紙「機能要件書」に記載の要件を満たしていること。

## 第3 運用・保守

システム障害が発生した場合は、迅速に対応できる体制が確保されていること。

### 1 利用可能時間

24時間365日利用できること。

※システムメンテナンスの期間は除く

※発注者環境の問題等、受注者外の設備・装置・サービスに起因する停止期間は除く

## 2 データ保管期間

退職者情報についても、5年以上は保持しておくこと。

また、必要に応じて保管できるようにデータを出力できるようにしておくこと。

## 3 問い合わせ対応

電話又はメールもしくは WEB での問い合わせに対応していること。

## 4 セキュリティ対策

### (1) 施設に関するセキュリティ及び対策

システムで保持しているデータの保存場所について、以下の対策を講じていること。

- ① 災害対策として、地震対策、落雷対策を講じていること。
- ② 停電時の対策を講じていること。
- ③ 空調、耐火、消防設備を有していること。
- ④ 防犯対策として、入退室管理、監視カメラ等の対策を講じていること。

### (2) データやシステムに関するセキュリティ

- ① 「クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン(第3版)」(令和3年9月総務省制定)に準拠した情報セキュリティ対策を講じていること。
- ② 外部からの脅威や脆弱性に対する対策(不正アクセス防止、不正操作防止、不正持ち出し防止、ウイルス対策、SSL対策等)
- ③ プライバシーマーク又は ISMS 認証を取得していること。
- ④ 発注者の個人情報保護条例及びセキュリティに関する規則等に従うこと。

### (3) 運用監視等に関するセキュリティ

- ① 運用環境の稼働監視体制が整備されていること。
- ② 重大な障害に対するリスク回避対策(死活監視等の監視や定期的な巡回等)を講じていること。

## 第4 その他

- 1 マニュアルが改訂された場合は、速やかに改訂後のマニュアルを発注者に提供すること(受注者 WEB サイトへの掲載及び通知で可)。
- 2 本システムの納入及び保守に当たり、法律及びその他の関係法令、条例、規則等、並びに明石市が他の企業と締結している協定を遵守すること。
- 3 協議を必要とする場合には、予め調整を行い、協議完了後速やかに議事録を提出し、協議した内容について確認を得ること。
- 4 受注者は、本賃貸借にあたり、万一注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うものとする。
- 5 本契約の締結にあたり、関係図書等の閲覧による内部情報の情報漏洩により本会に

重大な損害を与えることがないように知り得た情報の秘匿義務を負うものとする。

6 受注者は、本仕様書に疑義が生じたときは、発注者と協議を行い、解決したうえで貸借を実施するものとする。

7 提案できる製品について

提案できるシステムは1者につき1製品とします。複数の製品を提案できません。

以上